

# 令和5年度 掛川市立地適正化計画改定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、「令和5年度 掛川市立地適正化計画改定支援業務委託」を実施するにあたり、同業務の委託業者を選定するために本市が実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

本市では、平成29年度に「掛川市立地適正化計画」を策定し、人口減少時代に対応した都市づくりを進めている。

本計画は、概ね5年ごとに成果を検証して必要に応じ、計画の見直し改善を図ることとしているほか、令和2年6月に一部改正された都市再生特別措置法では、立地適正化計画に防災指針(居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災に関する指針)が記載事項として追加されるなど、昨今の激甚化・頻発化する自然災害に対する防災・減災などの防災まちづくりの観点においても、見直しが必要となっている。

そこで、本業務では、令和5年度から2年間かけて、居住誘導区域の見直しや「防災指針」の位置付けなど、令和6年度末の立地適正化計画の改定に向けて必要な調査検討を行うことを目的とする。

なお、詳細については、「令和5年度 掛川市立地適正化計画改定支援業務委託特記仕様書」に示すとおりとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和5年度 掛川市立地適正化計画改定支援業務委託

### (2) 調査対象地域

掛川市 都市計画区域内

### (3) 業務の内容

令和5年度掛川市立地適正化計画改定支援業務委託特記仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案に応じて、仕様書を変更することができる。

### (4) 業務期間

令和5年度から2年間とする。

### (5) 委託金額の上限額

令和5年度 4,600,000円(うち消費税額等418,181円)以内とする。

本プロポーザルは、2年間にわたる掛川市立地適正化計画改定支援業務に関する企画提案による評価を行い、契約優先候補業者を選定する。委託契約は単年度ごととし、令和5年度の業務実績等を勘案し、令和6年度の随意契約を行う。ただし、令和6年度の業務委託については、当該業務に係る予算措置が講じられた場合に限る。

### 3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4 選定スケジュール

項目	日程（予定）	備考
実施要領の公開	令和5年6月16日（金）	掛川市ホームページ
参加表明書の受付期限	令和5年6月29日（木）	郵送(期限内必着)
質問の受付期限	令和5年7月3日（月）	電子メール
質問への回答期限	令和5年7月10日（月）	掛川市ホームページ
企画提案書の提出期限	令和5年7月19日（水）	郵送(期限内必着)
書類審査及び結果の通知発送	令和5年7月24日（月）	
プロポーザル審査	令和5年8月2日（水）午後	掛川市役所
プロポーザル審査結果通知	令和5年8月4日（金）	郵送にて通知
委託契約の締結	令和5年8月中旬（予定）	

### 5 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者が、応募できるものとする。なお、複数事業者が連携する場合は、共同事業体として当該条件をすべて満たすこと。

また、委託契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 令和4・5年度掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格事業者（委託）であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行できる安定的且つ健全な財政能力を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (7) 掛川市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成25年掛川市告示第72号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (8) 静岡県内に事業所等を有する者であること。
- (9) 自治体の都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定又は改定等業務実績がある者であること。
- (10) 業務実施体制として、管理技術者には、技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は、総合技術管理部門「建設－都市及び地方計画」）又はRCCM（「都市計画及び地方計画」）の資格を有するものを配置することができる者であること。

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 受付期限 令和5年6月29日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 16に示す通り
- (3) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着)
- (4) 提出書類 ① 参加表明書【様式1】  
② 企業の同種又は類似業務の実績表【様式2】  
③ 業務実施体制【様式3】
- (5) 提出部数 参加表明書 1部  
その他 各8部（正本1部、副本7部）

## 7 質問及び回答

質問及び回答は、以下のとおり提出するものとし、これにより本実施要領等に記載する内容の追加または修正とみなす。

- (1) 質問期限 令和5年7月3日（月）
- (2) 提出先 16に示す通り
- (3) 提出方法 質問書【様式6】をEメールで以下のメールアドレス宛に提出する。  
電話及び直接来庁による質問には応じない。  
E-Mail : [tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp)  
なお、質問書を提出後、メール受信について、確認を行うこと。
- (4) 回答方法 令和5年7月10日（月）までに掛川市ホームページに掲載する。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書は以下のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和5年7月19日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 16に示す通り
- (3) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着)
- (4) 提出書類 ① 企画提案書表紙【様式4】  
② 企画提案書【様式5】  
ア 業務に対する実施方針、実施体制及び実績について  
イ 現況調査の方法について  
ウ 災害リスクの分析、評価、可視化の方法について  
エ 現行計画の施策等の評価、見直しの方法について  
オ 防災指針策定に向けた具体的な取組、目標値設定方法について  
カ 空き家、低未利用土地等既存ストックの利活用及び都市計画施設の改修計画の検討に向けた具体的な方法  
キ スケジュール（2年間）について  
③ 参考見積書【様式自由】  
※ 2（5）委託金額の上限額4,600,000円を超えないこと。

※ 令和5年度及び令和6年度別に参考見積書とすること。

※ 参考であり審査基準には含めない。

(5) 提出部数 各8部（正本1部、副本7部）

(6) 提供可能資料

発注者から提供可能な資料については、以下のとおりである。

- ① 都市計画基本図（1/2500）
- ② 道路台帳
- ③ 建物用途現況図
- ④ ハザードマップ

## 9 書類審査（企画提案書の提出者の選定）

書類審査は、応募者が5者を超える場合のみ実施する。

「掛川市掛川市立地適正化計画改定支援業務事業者選定審査会」（以下、「選定審査会」という。）の規定に基づき、参加表明時に提出された書類及び企画提案書の書類を、「事業実績」、「実施体制」を中心に審査、プロポーザル参加者を5者程度選定する。

なお、選定結果は、企画提案書を提出したすべての者に通知するものとし、審査に関する異議等は受け付けない。

結果通知日：令和5年7月24日（月）

## 10 最終審査（ヒアリング）

選定委員会の規定に基づき、以下により、参加表明時に提出された書類及び企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日 令和5年8月2日（水）午後
- (2) 実施場所 掛川市役所5階全員協議会室（掛川市長谷一丁目1番地の1）
- (3) 出席者 3名以内とし、【様式5】に記載のある技術者を含む。
- (4) 持ち時間 プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分以内の計25分以内
- (5) プレゼンテーションの内容

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、企画提案書の内容の変更や追加は認めない。ただし、パワーポイント等の使用のため編集することは可とする。なお、プレゼンテーションは紙面でも、パソコン等でも構わないが、パソコン等を使用する場合は説明者側で用意するものとする。（プロジェクター及びスクリーンは掛川市で用意する。）

## 11 審査結果通知

本業務の受託者は、選定審査会の規定に基づき、プロポーザル審査の結果の合計点数が最も高い者（以下、「委託予定事業者」という。）とする。なお、審査結果は、プロポーザル審査に参加したすべての者に通知するとともに、掛川市ホームページ上で評価点数を公表（最優秀企画提案者以外の者については事業者名を除く。）する。なお、審査に関する異議等は受け付けない。

結果通知日：令和5年8月4日（金）

※合計点数が同数の場合は、審査項目のうち業務提案書の合計点数が高い事業者とする。

## 12 契約の締結

委託予定事業者と仕様書及び契約条件等について協議調整の上、予算上限額の範囲内で締結をする。なお、委託予定事業者と協議調整が整わない場合は、プロポーザル審査の次点者と交渉を行う。

契約締結予定日：令和5年8月中旬（予定）

## 13 審査基準

審査の基準及び点数

審査項目	審査事項・基準	点数
事業実績	同種又は類似業務の実績	5点
実施体制	技術者の配置体制 技術者の経験・資格・実績	5点
業務提案書	本業務の背景、目的の理解	10点
	現況調査（現状分析、上位計画・各種法規制等の整理）の方法	10点
	災害リスクの分析、評価の方法	15点
	現行計画の施策等の評価、見直しの方法	15点
	防災指針策定に向けた具体的な取組や目標値設定の検討方法、災害リスクやその対策等と合わせた整理方法	15点
	空き家、低未利用土地等既存ストックの利活用及び都市計画施設の改修計画の検討に向けた具体的な方法	15点
業務行程表	各業務の実施に必要な期間の設定 期間内の業務完了見込み	10点

## 14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提案の提出期限、提出先及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 選定審査会委員又は掛川市関係者に本プロポーザルに対する助言を求めた場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 実施要領に違反した場合
- (6) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (7) その他、選定審査会が不適格と認めた場合

## 15 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (3) 本プロポーザルで提出された書類等は、掛川市情報公開条例に基づき公表することがある。
- (4) 企画提案書、参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 参加表明書に記載した配置技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の承認を得た上で、同等以上の技術者を配置しなければならない。

## 16 問い合わせ先等

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1  
掛川市役所 都市建設部 都市政策課 計画・土地利用係  
電話：0537-21-1151  
FAX：0537-21-1165  
E-Mail：tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp